

公益財団法人辻国際奨学財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人辻国際奨学財団と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区内に置く。

(公告方法)

第3条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

- 2 この法人の貸借対照表の公告は、前項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、主として発展途上国からの留学生等に対し、奨学支援を行い、これら諸国との国際相互理解の促進及び親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 発展途上国からの留学生に対する奨学金の支給
 - (2) 奨学金を受ける奨学生に対する生活指導及び助言
 - (3) 定期的に交流会を開催し、奨学生相互の親睦及び理解を深める事業
 - (4) 奨学金受給修了者に対する生活指導及び助言と定期的な交流事業
 - (5) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の抛出)

第6条 設立者は、第47条に記載された財産を、この法人のために抛出する。

(財産の種別)

第7条 この法人の基本財産は、第4条の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号より構成する。

- (1) 前条で抛出された財産
- (2) 基本財産として寄付された財産
- (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

2. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第 8 条 基本財産については、適正な維持及び管理をしなければならない。
2. やむを得ない事由により基本財産を処分（含担保提供）する場合には、評議員会の特別決議を要する。
 3. この法人の財産の管理及び運用については、理事会の決議により定める財産運用管理規定によるものとする。

（事業年度）

第 9 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業報告及び決算）

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得て定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 代表理事は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

（事業計画及び収支予算）

第 11 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 22 条の定めるところにより、行政庁へ提出しなければならない。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が

終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

2. 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会に於いて行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハからニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の運用を受

けるものをいう)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)

(3) この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事が含まれてはならない。

3. 評議員長は、評議員会において選任する。

4. 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員に対して、年間総額金200万円を上限として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

(評議員会の権限等)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する

2. 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議すべきものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第17条 この法人の定時評議員会は、毎事業年度末日から3箇月以内に招集し、臨時評議員会は、必要に応じて招集する。

2. 定時評議員会は、理事会の決議により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3. 評議員会を招集するには、会日より1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発するものとする。

4. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集手続き

を経ずに評議員会を開催することができる。

5. 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。評議員長に事故があるときは、他の評議員がこれに代わる。

(決議の方法)

第 19 条 評議員会の決議は、一般法人法第 189 条第 2 項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 一般法人法第 195 条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の決議の省略)

第 20 条 代表理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合に於いて、評議員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 22 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 5 章 役員

(役員 の 設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
2. 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とし、他に副理事長 1 名を置くことができる。
 3. 前項の理事長、副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事のいずれか一人及びその親族とその他特殊の関係にある理事の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
4. 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係にある者を含む）または職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 代表理事、常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で年 2 回以上、その職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。
4. 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問)

第 30 条 代表理事は、理事会の決議を経て、若干名の顧問を委嘱することができる。

2. 顧問は、理事会・評議員会に出席し、各会の諮問に応じて発言することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集し議長となる。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数もって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 選考委員会

(選考委員会)

第 37 条 この法人には、第 5 条 1 号の事業にかかる選考を行うため、選考委員会を設置する。

2. 選考委員会は 6 名以上 10 名以内の委員をもって組織する。
3. 委員は、学識経験者のうちから理事会の承認を経て、代表理事が委嘱する。
4. 第 24 条第 3 項の規定は委員について準用する。
5. 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
6. 補欠または増員により選出された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第 4 条、5 条及び 13 条についても適用する。

(解散の事由)

第 39 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ①基本財産の滅失その他の事由の目的である事業の成功の不能
- ②法人の合併
- ③二事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも 300 万円未満となったこと
- ④法人の破産手続き開始決定
- ⑤解散を命ずる裁判

2. この法人の存続期間は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 9 章 補 則

(事務局の設置)

第 40 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、理事会の決議を経て、代表理事が任命する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 41 条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合は（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(株主権の行使)

第 43 条 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、予め理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 44 条 この法人の最初の事業年度は、法人設立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(設立時評議員の氏名又は名称)

第 45 条 設立時評議員の氏名は次の通りである。

川村恒明、 佐藤禎一、 大即信明、 真屋尚生
江森 進、 佐藤 誠

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事の氏名)

第 46 条 設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事の氏名は次の通りである。

設立時理事

野村高章、 三国久夫、 上松幸治、 小林武夫
斎藤太郎、 前田瑞枝

設立時代表理事 (理事長)

野村高章

設立時監事

柳田正義

(設立者及び基本財産)

第 47 条 この法人の設立者及び基本財産は以下のとおりである。

設立者の氏名

辻 信 太 郎

基本財産 現金 300 万円

(定款に定めのない事項)

第 48 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に定めるところによる。

(定款変更の条件)

第 49 条 この定款は、公益法人認定法第 4 条に定める行政庁の公益認定の日から施行する。

(定款変更)

改正 平成 26 年 6 月 20 日

改正 平成 28 年 6 月 15 日

改正 令和 3 年 2 月 4 日
改正 令和 5 年 6 月 13 日
改正 令和 7 年 11 月 11 日